

液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務について

八代広域行政事務組合液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する事務処理規程（平成29年6月19日訓令甲第19号）第2条（2）に規定する提出書類については、令和2年4月1日から下記のとおり運用する。

1 貯蔵能力500kg超～1,000kg未満の容器

- (1) 様式第48（第88条関係）液化石油ガス設備工事届書
- (2) 液化石油ガス設備士免状の写し（再講習受講記録欄も含めて複写する）
- (3) ポリエチレン管に関する講習修了証の写し（該当工事のみ必要）
- (4) 配管用フレキ管に関する講習修了証の写し（該当工事のみ必要）
- (5) 気密試験結果の写し（自記圧力計記録用紙の写し）※中圧部分がある場合はその結果も必要
- (6) 設置場所案内図
- (7) 貯蔵設備の配置図（貯蔵設備の位置、付近の建物、道路、駐車場並びに火気（又は火気を取り扱う施設）からの距離等を記載する。）
- (8) 貯蔵設備の構造図（屋根、隔壁及び容器収納庫の構造（市販品使用の場合は製造元の仕様書等でも可）等を記載する。）※立面図や写真でも可
- (9) 配管図（供給設備（貯蔵設備、気化装置、調整器及びガスメーターの設置位置を含む。）から消費設備までの系統が分かる図面）
- (10) 様式第48（第88条関係）液化石油ガス設備工事届書の該当する別紙を添付すること。

2 貯蔵能力1,000kg以上～3,000kg未満の容器

- (1) 様式第48（第88条関係）液化石油ガス設備工事届書
- (2) 液化石油ガス設備士免状の写し（再講習受講記録欄も含めて複写する）
- (3) ポリエチレン管に関する講習修了証の写し（該当工事のみ必要）
- (4) 配管用フレキ管に関する講習修了証の写し（該当工事のみ必要）
- (5) 気密試験結果の写し（自記圧力計記録用紙の写し）※中圧部分がある場合はその結果も必要
- (6) 設置場所案内図
- (7) 貯蔵設備の配置図（貯蔵設備の位置、付近の建物、道路、駐車場並びに第1種保安物件、第2種保安物件及び火気（又は火気を取り扱う施設）からの距離等を記載する。）
- (8) 貯蔵設備の構造図（隔壁、障壁、容器収納庫の構造（市販品使用の場合は製造元の仕様書等でも可）、警戒標及び消火設備等を記載する。）※立面図や写真でも可
- (9) 配管図（供給設備（貯蔵設備、気化装置、調整器及びガスメーターの設置位置を含む。）から消費設備までの系統が分かる図面）
- (10) 様式第48（第88条関係）液化石油ガス設備工事届書の該当する別紙を添付すること。

3 貯蔵能力500kg超～1,000kg未満のバルク貯槽（地盤面上設置）

- (1) 様式第48（第88条関係）液化石油ガス設備工事届書
- (2) 液化石油ガス設備士免状の写し（再講習受講記録欄も含めて複写する）
- (3) ポリエチレン管に関する講習修了証の写し（該当工事のみ必要）
- (4) 配管用フレキ管に関する講習修了証の写し（該当工事のみ必要）
- (5) 気密試験結果の写し（自記圧力計記録用紙の写し）※中圧部分がある場合はその結果も必要
- (6) 設置場所案内図
- (7) 貯蔵設備の配置図（貯蔵設備の位置、付近の建物、道路、駐車場並びに火気（又は火気を取り扱う施設）からの距離等を記載する。）
- (8) 貯蔵設備の構造図（隔壁、構造壁を記載する。）※立面図や写真でも可
- (9) 配管図（供給設備（貯蔵設備、気化装置、調整器及びガスメーターの設置位置を含む。）から消費設備までの系統が分かる図面）
- (10) 特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証
- (11) 付属機器告示基準適合証明書（高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品）
- (12) 様式第48（第88条関係）液化石油ガス設備工事届書の該当する別紙を添付すること。

4 貯蔵能力500kg超～1,000kg未満のバルク貯槽（地盤面下設置）

- (1) 様式第48（第88条関係）液化石油ガス設備工事届書
- (2) 液化石油ガス設備士免状の写し（再講習受講記録欄も含めて複写する）
- (3) ポリエチレン管に関する講習修了証の写し（該当工事のみ必要）
- (4) 配管用フレキ管に関する講習修了証の写し（該当工事のみ必要）
- (5) 気密試験結果の写し（自記圧力計記録用紙の写し）※中圧部分がある場合はその結果も必要
- (6) 設置場所案内図
- (7) 貯蔵設備の配置図（貯蔵設備の位置、付近の建物、道路、駐車場並びに火気（又は火気を取り扱う施設）からの距離等を記載する。）
- (8) 貯蔵設備の構造図（隔壁、構造壁等及び標識杭等を記載する。）※立面図や写真でも可
- (9) 配管図（供給設備（貯蔵設備、気化装置、調整器及びガスメーターの設置位置を含む。）から消費設備までの系統が分かる図面）
- (10) 特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証
- (11) 付属機器告示基準適合証明書（高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品）
- (12) 様式第48（第88条関係）液化石油ガス設備工事届書の該当する別紙を添付すること。

5 その他

別紙1、2に留意し、提出書類については、上記1～4を参照し内容に不備がなければ受理可能であること。

第3章 第4 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務について

別紙2

86条施設〔注1〕	該当する施設又は建築物	該当しない施設等
1 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設	劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場、体育館、文化会館、市民会館又は屋内プール	スケート場（屋外）、観覧場（屋外）、水族館、野球場又は競技場
2 キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設	キャバレー、ナイトクラブ、遊技場、バー、パチンコ、ビリヤード、ボーリング場、ダンスホール、ゲームセンター又はディスコ	
3 貸席及び料理飲食店	貸席、料理飲食店、待合、料亭、レストラン、ドライブイン、パブ、スナック、喫茶店、結婚会館（式場）、給食センター又は仕出し店（店頭飲食店）	
4 百貨店及びマーケット	百貨店、マーケット、スーパーマーケット又はデパート	
5 旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅〔注2〕	旅館、ホテル、寄宿舎、共同住宅、簡易宿泊所、モーテル、山小屋、保養所合宿所、下宿屋、民宿、国民宿舎、マンション、ペンション、貸別荘又は刑務所	海の家（特に海水浴時期に浜辺にオープンする臨時的施設で、宿泊できないもの）
6 病院、診療所及び助産所	病院、診療所、助産所、老人福祉施設、介護老人保健施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設又は知的障害者援護施設（専ら医療目的ではなく給食その他日常生活に必要な便宜を供与する場合は、5の寄宿舎に含まれる。）	保育園、乳児園（ただし、ガス漏れ警報器の設置等、保安上の措置は左の施設等と同様に行うことが望ましい。）
7 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、各種学校、専修学校、料理学校、和洋裁学校又は理美容学校	職業訓練校、塾又は各種講習所
8 図書館、博物館及び美術館	図書館、博物館、美術館、郷土館又は記念館	画廊
9 公衆浴場	公衆浴場、個室浴場、サウナ浴場又は鉱泉浴場	
10 駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）	左欄のとおり	
11 神社、寺院、教会その他これらに類する施設	神社、寺院、教会又は礼拝堂	
12 床面積の合計が1,000㎡以上である事務所（1～11に該当するものを除く。）		

〔注1〕 1～12までに該当しない施設であっても、その施設中に個々の該当施設がある場合は、その個々の施設で適用する。

〔注2〕 アパート、マンション等の集合住宅であって、同一建物内に3世帯以上入居する構造のものをいう。